

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に適切に対応し、迅速な経営の意思決定と業務執行を実行することにより経営の効率性・透明性を確保し、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとっての企業価値を最大化し、株主価値を高めることをコーポレートガバナンスの基本的な方針・目的としています。そのため、法令の遵守を最優先とし、内部統制の強化等、経営のチェック機能の更なる充実を図ってまいります。また、株主との建設的な対話に資するよう、迅速かつ正確な情報開示に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組みを継続的に実施しており、コーポレートガバナンス・コードの各原則については、全て実施していると判断しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】いわゆる政策保有株式

当社は、いわゆる政策保有株式について、取引関係の維持強化等に繋がり、当社の企業価値向上に繋がると判断出来る場合において、株式を保有することとしています。銘柄毎の保有の妥当性については経営会議での審議を経て、取締役会に報告し検証します。現在の当社政策保有株式については、その保有の狙いに基づいた検証を行い、合理性があることを確認しております。議決権行使に関しましては、統一の判断基準は設定せず、当社の企業価値向上を判断基準に個別銘柄毎に判断します。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社では、当社役員との会社との利益相反取引は取締役会の決議事項としています。また、主要株主との取引は、市場価格を勘案した一般的取引条件と同様にその条件を決定しています。

【原則3 - 1】情報開示の充実

(1) 当社は、会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画を策定し、開示しています。

■ 経営理念は当社ウェブサイトに掲載していますので、以下URLをご参照ください。

https://www.maruichi.com/company_profile/idea/

■ 中期経営計画の詳細は当社ウェブサイトに掲載していますので、以下URLをご参照ください。

https://www.maruichi.com/ir/management_policy/management_plan/

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、

本報告書 1. 基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報の1. 基本的な考え方 をご参照ください。

(3) 当社では、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、「役員報酬規程」において、担当する職責の大きさと短期業績達成度、並びに中期経営計画の戦略目標達成度等に応じて決定することを方針としています。

また、取締役が当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式給付信託制度を導入しています。

また、監査等委員会には監査等委員である取締役を除く取締役の報酬に関して、株主総会での意見陳述権があり、この権限を背景に、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬を決定する取締役会に先立ち、監査等委員会への説明及び意見聴取を行います。

また、当社は、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬を諮問する「指名・報酬委員会」を設置しております。

(4) 当社では、監査等委員である取締役を除く取締役候補者の要件を「役員規程」に定めています。具体的には以下の通りです。

1. マルイチ産商グループの持続的な企業価値の創造に資するという観点から経営の監督に相応しい者であること

2. 取締役としての人格及び識見があり、誠実な職務執行に必要な意思と能力が備わっている者であること

3. 取締役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間・労力を自ら創出できる

4. 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること

また、代表取締役を始めとする経営陣幹部の要件も同規程に規定しています。

また、当社は監査等委員会設置会社に移行しましたが、監査等委員会には監査等委員である取締役を除く取締役候補者の選任に関して、株主総会での意見陳述権があり、この権限を背景に、監査等委員である取締役を除く取締役候補者を決定する取締役会に先立ち、監査等委員会への説明及び意見聴取を行います。

また、当社は、監査等委員である取締役を除く取締役候補者の選任を諮問する「指名・報酬委員会」を設置しております。

(5) 取締役候補者の選任理由および略歴は株主総会招集ご通知に開示しています。

■ 株主総会招集通知は当社ウェブサイトに掲載していますので、以下URLをご参照ください。

https://www.maruichi.com/ir/stock_information/meeting/

【補充原則4 - 1 - 1】取締役会の役割・責務(1)

当社では、取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な討議・報告基準を定め、取締役会、経営会議での決議または稟議による決裁により決定しています。

また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限・職務分掌についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しを行っています。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、取締役の独立性判断基準について、金融商品取引所の要件に加え、下記の項目を基準としています。

- (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有）またはその業務執行者
- (2) 連結総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- (3) 当社との取引が連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者
- (4) 直前事業年度において、役員報酬を除き1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスの提供者
- (5) 直前事業年度において、1事業年度当たり1,000万円以上の寄付を受けた団体に属する者
- (6) 当社の会計監査人の代表社員または社員

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社は、取締役会の構成について、食品流通事業経営に関する深い知識と経験を備えた者、管理系業務に深い知識と経験を備えた者、経営全般に深い知識と経験を備えた者、他企業の出身者、弁護士、公認会計士を配して、事業経営と管理業務また専門家と、バランスを配慮して選任しています。各取締役は、取締役会においてそれぞれの知見に基づく有用な意見を述べています。

【補充原則4 - 11 - 2】取締役の他の上場会社の役員との兼任状況
当社は、取締役の他の上場会社の役員との兼任状況について、株主総会招集通知の事業報告で毎年開示しています。なお、不適切な数の兼任はありません。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会の実効性評価
当社は、取締役会の機能・運営等に関する検証に基づき取締役会の実効性について分析・評価・議論を行うことで自己評価を行い、機能向上に活用することとしております。また、取締役会では経営戦略や経営上の課題等について活発な議論が行われ、十分な審議の下に意思決定がなされております。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役のトレーニング
当社は、取締役の法的位置付け、役割については定期的に理解促進の機会を設定します。特に社外取締役の就任に当たっては、当社の事業について理解させるため、企画・管理部門担当執行役員及び経営企画部が説明を行います。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針
株主との実際の対話（面談）につきましては、企画・管理部門担当執行役員が統括し、経営企画部の広報・IR室を窓口として対応しています。また、株主・投資家からの要望によっては、可能な範囲で代表取締役、企画・管理部門担当取締役が対応すべく善処しております。決算説明など様々な取組みを通して、建設的な対話が実現できるよう対応を心掛けています。また、株主との建設的な対話方針は下記の通りです。

- (1) 当社では、株主との対話全般について、IR担当部署である経営企画部を管掌する企画・管理部門担当執行役員が所管しています。
- (2) 企画・管理部門各部署（経営企画部、経理財務部、総務人事部、リスクマネジメント部）がIR関連業務において連携し、同部門担当執行役員がそれらを統括しています。
- (3) 個別面談以外の対話の手段として、年2回決算発表時の証券取引所での社長による記者会見等を通して、当社の事業への理解を深めて頂くための機会創出に努めています。
- (4) 株主との対話を通して把握した意見等は適時集約し、経営会議や取締役会において情報共有を図っています。
- (5) インサイダー情報の管理については、「内部者取引管理規程」に則り、株主との対話を対応する役職員について情報の取扱いに留意するよう教育を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	4,625,000	20.00
マルイチ産商取引先持株会	1,541,500	6.66
有限会社ニシナ興産	1,414,300	6.11
株式会社八十二銀行	1,107,560	4.79
国分グループ本社株式会社	1,020,220	4.41
三井物産株式会社	982,128	4.24
株式会社みずほ銀行	751,295	3.24
株式会社北陸銀行	740,505	3.20
株式会社長野銀行	679,630	2.93
明治安田生命保険相互会社	590,750	2.55

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥田英人	他の会社の出身者							○	○			
山岸重幸	弁護士											
畑中凱夫	他の会社の出身者											
小川直樹	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥田英人			社外取締役の奥田英人氏は三菱商事株式会社生鮮品本部水産部鮭鱒チームリーダーであります。当社は三菱商事株式会社の持分法適用会社(議決権所有割合20.03%)となっており、同社の食品流通事業との連携強化を図っておりますが、具体的な事業活動や経営判断については、食品流通事業に精通した当社独自の判断に任せられており、自立性、独自性を持った経営を行っております。	三菱商事株式会社における生鮮品事業の管理者として、また同社関係会社取締役としての経営経験もふまえて、業界動向やグループ経営全般に高い見識を有しており、当社グループの事業戦略推進や経営全般にわたる適切な助言や提言をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。

山岸重幸	○	○	——	弁護士としての高度な専門的知識と幅広い見識を有しており、監査機能を発揮していただけることを期待し、監査等委員である社外取締役を選任しております。尚、同氏は、平成12年3月まで当社が顧問契約を締結している弁護士事務所に所属しておりましたが、約15年前に独立しております。 同氏は、証券取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無いものと判断し、独立役員として指定しております。
畑中凱夫	○	○	監査等委員である社外取締役の畑中凱夫氏は、当社の取引先であるキュービー株式会社出身であり、当社は同社から同社製品を仕入れておりますが、取引実績は当社売上高に対して僅少であります。	食品流通業界における業務を通じて培われた幅広い経験と見識を当社の監査に反映していただけることを期待し監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、証券取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無いものと判断し、独立役員として指定しております。
小川直樹	○	○	——	公認会計士および税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査機能を発揮いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、証券取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無いものと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より監査等委員会の職務の補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して、役員および総務人事部長等の指揮命令を受けないこととしております。また、同職員の人事評価については、監査等委員会の意見を聴取の上、決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査の充実を図るために監査部(専任3名)を設置し、適宜必要な社内業務監査を実施しております。監査等委員会、会計監査人および監査部は、三者それぞれの独立性を保ちつつ、定期的に監査報告会を開催し、監査課題の共有化を図ることで、監査の有効性を確保しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
------------------	----------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

指名・報酬委員会は、代表取締役社長、監査等委員である社外独立役員及び必要により社長が指名する取締役による委員3名以上で構成し、その過半数は社外独立役員であります。取締役の人事や報酬等を審議して取締役会へ答申することを役割とし、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	3名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、平成28年6月21日開催の第66期定時株主総会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、株式給付信託制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、株主総会決議に基づく役員退職慰労金も含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役それぞれの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成28年6月21日開催の第66期定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年6月21日開催の第66期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

当社では、取締役の報酬は、「役員報酬規程」において、担当する職責の大きさと短期業績達成度、並びに中期経営計画の戦略目標達成度等に応じて決定することを方針としています。また、取締役が当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、株式給付信託制度を導入しています。

また、当社は監査等委員会設置会社に移行しましたが、監査等委員会には監査等委員である取締役を除く取締役の報酬に関して、株主総会での意見陳述権があり、この権限を背景に、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬を決定する取締役会に先立ち、監査等委員会への説明及び意見聴取を行います。

また、当社は、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬を諮問する「指名・報酬委員会」を設置しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、取締役会事務局の経営企画部が、監査等委員である社外取締役については、監査等委員会運営事務局として監査部が、それぞれサポートすることとしております。また、監査等委員会が、監査等委員会の職務の補助を必要とする場合は、企画・管理部門担当執行役員に総務人事部の人員の派遣を臨時で要請できるものとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新					0 名
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。

当社取締役会は、取締役13名で構成され、原則月1回開催し、経営の方針、法令で定められた事項や重要経営課題の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、代表取締役社長の協議機関として、経営会議(社内取締役および部門長が出席)を原則毎週開催し、経営上の意思決定、業務の進捗報告および情報共有を図っております。また、重要な投融資案件については、投・融資委員会を設置し、ここで十分な審議を経たものを経営会議において決裁するようにしております。

監査等委員会は、社外取締役3名を含む4名の監査等委員で構成されており、取締役会の職務執行を監視し、また、定例および随時に監査等委員会を開催しております。また、常勤監査等委員をおき、経営会議その他の重要な会議に出席しております。また、内部監査の充実を図るために監査部(専任3名)を設置し、適宜必要な社内業務監査を実施しております。

会計監査人は有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査は会社法、金融商品取引法に基づく法定監査などであります。また、個別案件ごとに適法性や会計基準の準拠性の事前確認を行なうとともに、適宜アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させ、また、社外取締役の比率を高め、取締役会の監督機能を一層強化することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な範囲において、招集通知の早期発送とT Dnet及び自社ウェブサイトによる発送前の電子的公表を実施しています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、集中日を回避し設定しております。(平成30年は6月26日に開催)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ではディスクロージャーポリシーを作成し、公表しております。 ディスクロージャーポリシーは当社ウェブサイトに掲載していますので、以下URLをご参照ください。 https://www.maruichi.com/ir/management_policy/disclosure/	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報(決算短信、有価証券報告書)、事業報告書、決算説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画・管理部門の経営企画部内に広報・IR室を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念に基づく行動規範として「マルイチ産商役職員行動規範」を定め、各ステークホルダーの立場の尊重について規定し、企業活動の指針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「環境方針」および「マルイチ産商役職員行動規範」に基づき、CSR(企業の社会的責任)を念頭においた事業活動を行っております。 環境問題をはじめとする社会の様々な問題への企業の対応がますます重要になる中、当社では、継続的企業価値の創出と成長を目指した事業を展開するための、取組みを強化しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では法令や規則に基づき行う情報開示や、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等についてディスクロージャーポリシーを策定し、指針に基づき実施しております。 ディスクロージャーポリシーは当社ウェブサイトに掲載していますので、以下URLをご参照ください。 https://www.maruichi.com/ir/management_policy/disclosure/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社は適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に「文書保存規程」で定めた所定の期間保存しております。定めのない情報については、総務人事部長と協議の上、保存の要否および期間を定めて保存しております。なお、以下の文書については、取締役は常時閲覧できるものとしております。
 - ・「株主総会議事録」、「取締役会資料と議事録」、「決算書類」、「取締役を最終決裁者とする稟議書」
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社には、在庫リスク、商品品質リスク、与信リスク、法令違反リスク、雇用関連リスク、環境汚染リスクなどの事業リスクがあり、在庫リスクについては「見越取引管理規程」、商品品質リスクについては「仕入先評価選定規程」および「食品衛生管理規程」、与信リスクについては「債権管理規程」にて対応しております。また、その他については、予め取り決めた個々の責任部署が対応し、必要に応じて経営会議において状況確認と対策措置を検討し、取締役会への報告を行うものとしております。
 - ・各種リスクの管理状況については、各部門の担当取締役が、半年に一度取締役会に報告を行うこととしております。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、前年度末までに翌年の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認しております。また各事業部門は当年度の戦略および利益計画を毎年設定し、経営企画部が成果を検証しております。
 - ・取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「職務分掌および職務権限に関する規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現しております。
4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・役職員が法令や定款および社会通念に沿った行動を行う様、「役職員行動規範」を定め、コンプライアンス事務局は定期的な研修を行い、周知徹底に努めております。
 - ・チーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置し、コンプライアンス関連の体制整備(研修、ガイドラインの制定ほか)を行っております。また、各事業部門の長および企画・管理部門の長を全社コンプライアンス委員に任命し、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。
 - ・適切な財務諸表作成のために、経理財務部長は経理規程、細則を定め周知徹底を図っております。
 - ・コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、以下の3つの報告経路を設けております。
 - a. コンプライアンス事務局への直接報告
 - b. 監査部への直接報告
 - c. 社外顧問弁護士宛の内部通報窓口
 - ・監査部は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査等委員会、会計監査人と定期的に情報交換会を開催しております。
5. 当社および子会社から成る企業集団における、業務の適正等の確保および損失の危険の管理等の体制
 - ・子会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣を通じ連携をとり、子会社の業務執行状況を随時確認しております。
 - ・子会社からは、毎年経営計画書の提出を受け、経営方針の協議を行う一方、リスクマネーやコンプライアンスの状況を確認しております。
 - ・当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の定期的な報告を義務付けております。
 - ・当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合は、子会社の主管者が主催する業績検討会議における報告を義務付けております。
 - ・当社は、当社全体で子会社のリスクの把握、管理に努めます。また、重大な危機が発生した子会社においては、直ちに主管者に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、当社子会社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
 - ・当社は、不測の事態や危機発生時の事業継続を図るため、当社および当社子会社の事業継続計画(BCP)を整備します。
 - ・当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該経営計画を具現化するため、当社および当社子会社の毎事業年度ごとの重点経営目標および予算配分を定めています。
 - ・当社は、職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の基準を規程に定め、当社子会社はこれに準拠した規程を整備します。
 - ・当社は、当社子会社の全ての役職員に対する「役職員行動規範」の周知徹底に努めております。
 - ・当社は、当社子会社の規模や業態に応じた、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置します。
 - ・当社は、当社子会社の役職員を対象としてコンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めております。
 - ・当社は、当社および当社子会社の役職員が、当社コンプライアンス事務局、監査部または外部の弁護士に対して通報を行うことができるコンプライアンス・ホットライン(目安箱)を設置しています。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・監査等委員会は、監査等委員会の職務の補助を必要とする場合は、企画・管理部門担当執行役員に総務人事部の人員の派遣を臨時で要請できるものとしております。
 - ・監査等委員会より監査業務の補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役および総務人事部長の指揮命令を受けないこととしております。また、同職員の人事評価については、監査等委員会の意見を聴取の上、決定することとしております。
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その補助業務中は監査等委員会の指示命令に従うこととしており、その他の役職員から、当該業務を妨げる業務命令はできないこととしております。
7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・常勤監査委員は経営会議その他の重要な経営に関わる会議に出席し、意見を表明することとしております。
 - ・著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生の恐れがある場合は、社内規程に基づき、チーフ・コンプライアンス・オフィサーは監査等委員会に対して遅滞なく報告を行うこととしております。
 - ・監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役に対して報告を求めることができるものとしております。

8. 子会社の取締役等や当該取締役等から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
 - ・当社および当社子会社の役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について説明を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
 - ・当社及び当社子会社のコンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、役職員からの当社および子会社取締役の法令違反等に関する内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告します。
 - ・当社は、当社監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底しています。
9. 監査等委員の職務執行により生じる費用等の処置に係る方針に関する事項
 - ・当社取締役は監査等委員による監査に協力し、監査に係る諸費用については、原則として速やかに当該債務を処理します。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ意見交換会を開催することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与を一切行わない」ことを基本方針とし、2003年8月制定の「マルイチ産商役職員行動規範」の中で明文化しております。

また、全役職員から「マルイチ産商役職員行動規範」について誓約書を取得する等、周知徹底を図っております。

社内では、平素より行政機関や弁護士等の外部専門機関や専門家から情報収集を行い、不測の事態には連携して速やかに対応できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

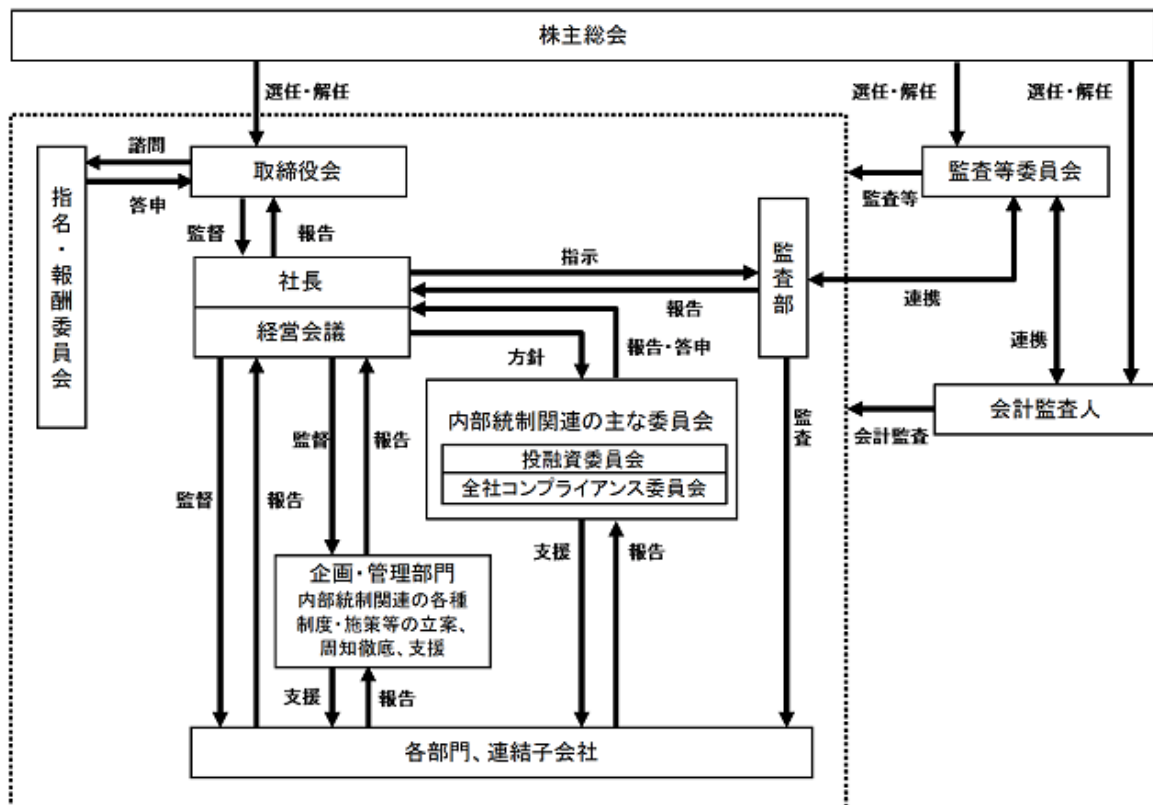
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

- (1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制
以下に記載の模式図をご参照ください。

- (2) 適時開示体制の概要

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために、必要な会社情報を適時適切に開示することとしております。会社情報の重要性の判断、適時開示情報の判断の検討については、当該案件部署、関係部署（経営企画部、企画・管理部門担当執行役員）において、適時開示規則等に準じて協議いたします。適時開示すべき情報は、原則として取締役会または経営会議決議後（緊急を要する場合は、代表取締役社長の判断で決定できます）、経営企画部にて速やかに証券取引所に開示いたします。



■ 適時開示は、下記のフローに沿って行われます。

